

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年10月号 vol.48



9月の初め、仙台に住む友達巡りの旅に出してきました。仙台は、私の社会人生活をスタートした思い出の地。あの震災後は3回目の訪問になりました。

東北の震災で身近な人が被害を受けたことで、会いたい友人達にまた会えるということが普通のことではないんだと感じました。家庭の事情などで身動きも取れない友人が多い中、自分が動くことで再会ができ、またこれからの人生を頑張れる！ 思い出深い小旅行になりました。



”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識

今年の7月6日、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が衆議院本会議で可決・成立し、相続にかかる法律が大きく変わります。その中で、預貯金債権の「仮払い制度」について紹介します。

”葬儀費用などを単独で引き出せる「仮払い制度」が新設されました”

平成28年12月に注目すべき最高裁判決が下されました。「共同相続された預貯金債権は遺産分割の対象となり、遺産分割までの間は、相続人単独で払戻しは原則できない」という内容です。

従来も、実務的には銀行の窓口に行っても、遺産分割が整わない間は預金引出ができないという実状はあったのですが、本来は、預貯金は「法定相続分に応じて自動的に配分される」という性格のものでした。

この最高裁判決だと、相続人が”葬式費用が準備できない！”などという支障が生じることから、「仮払い制度」というものが設けられました。

具体的には以下のとおりです。

・預貯金の額の3分の1に払い戻しを求める相続人の相続分を乗じた額について、他の共同相続人の同意を得ることなく払戻しを受けることができます。(ただし、標準的な当面の必要経費、平均的な葬式費用の額を限度とされ、限度額は別途法律で定められる予定です)

・上記を超える「相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁など」の事情がある場合には、家庭裁判所に申し立てることで払戻しを受けることもできます。

※法律の施行期日は、公布の日の平成30年7月13日から1年以内になります。

「今月の本の紹介」

「安売りにくい会社はどこで努力しているか」
(村尾 隆介 著・だいわ文庫)

商売は値段ではないんだなあとあらためて考えさせられた一冊です。

価格を下げてしまうという安易な方向に走る前に、その会社らしさを追求した先にあるファンづくりや社会貢献のあり方を工夫していくことこそが商売の醍醐味だと思います。

「利益」は「ありがとうを言ってもらった数」から「ありがとうを言った数」を引いた数のことです...大変、印象に残る言葉がありました。

「気まぐれ簡単レシピ」

<ひき肉とジャガイモの炒め煮>

- ・豚ひき肉 100g
- ・じゃがいも 200g →5mm厚さ半月切り水にさらす
- ・高菜漬け 50g →2cmに切る
- ・ごま油 大1/2
- ・水 150ml、みりん 大1、しょうゆ 大1/2 (A)

- ①フライパンにごま油を温め、ひき肉を炒める。
- ②ジャガイモと高菜を加え軽く炒める。
- ③(A)を入れフタをして5分煮る。
- ④フタを取り、火を強め、混ぜながら水分をとばす。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所